法人税法施行令第百十二条第一項第一号	法第五十七条第二項
欠損金額	欠損金額
地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第六項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額又は個別欠損金額
法人税法施行令第百十二条第一項第二号	同項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額
欠損金額又は個別欠損金額	欠損金額又は個別欠損金額
地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等
法人税法施行令第百十二条第二項	同条第二項に規定する未処理欠損金額
欠損金額（法第五十七条第一項の規定の適用があるものとし、同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同条第四項、第五項又は第九項	欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同令第二十条第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項
法人税法施行令第百十二条第五項第二号	法第五十七条第一項
欠損金額	欠損金額又は個別欠損金額
地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項
法人税法施行令第百十二条第五項第一号	法第五十七条第四項、第五項又は第九項
損金の額	損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）
法人税法施行令第百十二条第八項	第五項の規定
第五項中	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項中
法人税法施行令第百十二条第九項	法第五十九条第一項から第三項まで